

**放射性同位元素等規制法オンライン手続サイト
利用マニュアル
～抜粋版（連携手続き）～**

**原子力規制委員会原子力規制庁
長官官房放射線防護グループ
放射線規制部門**

最終更新日：2023年9月14日

目次

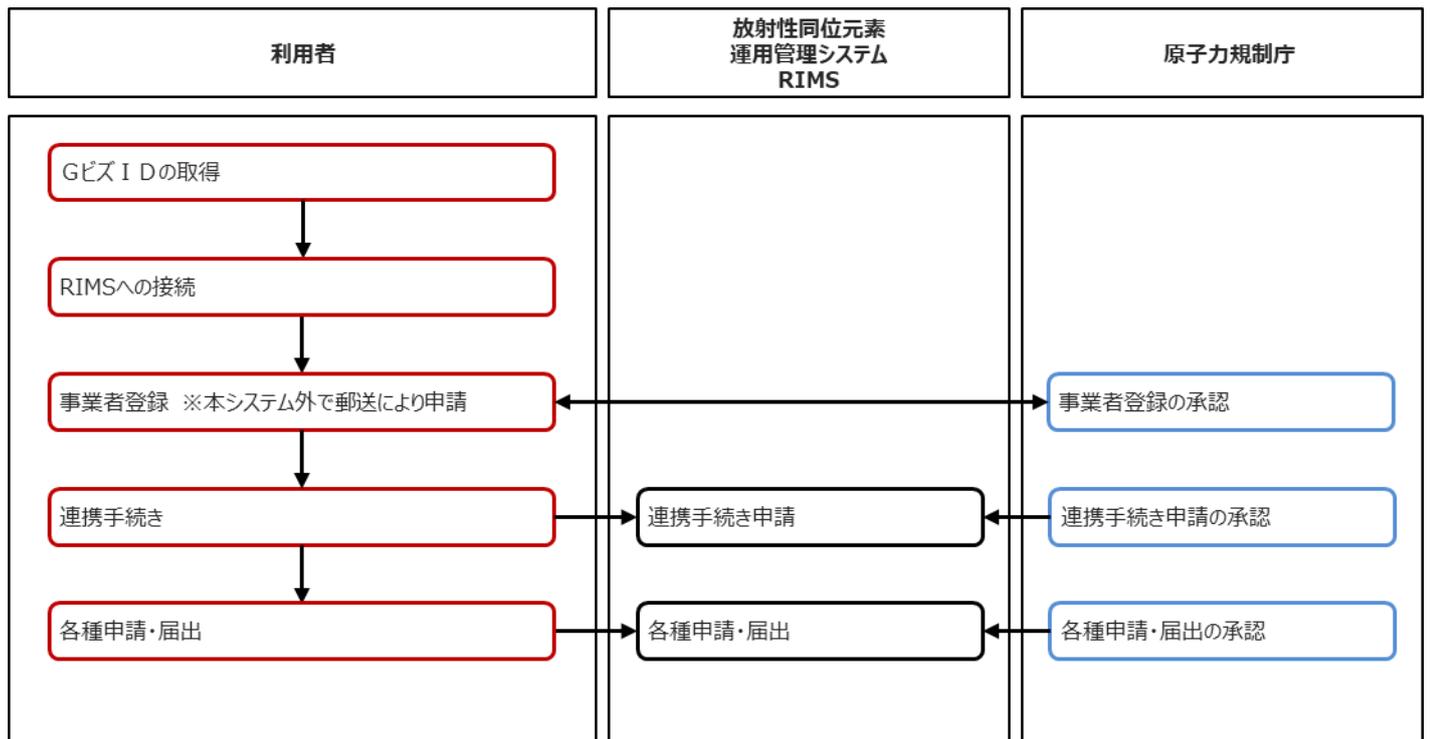
1. はじめに	3
2. 本システム利用の流れ	3
3. 利用条件	4
3.1. PC 環境について	4
4. 利用手順	5
4.1. G Biz I Dの取得	5
4.2. 本システムへの接続	5
4.3. 事業者登録	6
4.4. 連携手続き	7
5. 利用規約	11
5.1. 目的	11
5.2. 利用時間	11
5.3. 禁止事項	11
5.4. 免責事項	12
5.5. 利用規約の変更	12
5.6. 個人情報	12
5.7. 動作環境条件について	12
5.8. 協議	12

1. はじめに

本マニュアルでは、放射性同位元素運用管理システム（以下「本システム」と呼びます。）を利用して、各種申請・届出を行う手順について説明します。

2. 本システム利用の流れ

本システムのご利用の流れを以下に示します。



3. 利用条件

本システムは利用者の PC からインターネット経由（日本国内からのみ）でご利用いただけます。

3.1. PC 環境について

本システムを利用する際に必要な PC 環境を以下に示します。

表 3-1 PC 環境

No.	項目	内容
1.	OS	Windows 10, 11
2.	ブラウザ	Microsoft Edge
3.	ソフトウェア	Adobe Acrobat Reader DC（※帳票出力のため） Microsoft Excel 2010, 2013, 2016

表 3-2 推奨スペック

No.	項目	内容
1.	CPU	1.5GHz 以上
2.	メモリー	4GB 以上
3.	モニタ	1,920×1,080 ドット 以上

4. 利用手順

4.1. G Biz IDの取得

本システムのご利用にあたり、事前に G Biz ID の取得が必要となります。

事業者種別	G Biz ID 種別	備考
RI 事業者	G Biz ID プライム G Biz ID メンバー G Biz ID エントリー	G Biz ID プライムの手続きには書類審査が必要です。 審査には 1～2 週間程度かかります。連携手続き時に許可証又は届出書の写しの提出が必要となります。
特定 RI 事業者	G Biz ID プライム G Biz ID メンバー (※)	同上

G Biz ID の取得はデジタル庁が運営する G Biz ID (<https://gbiz-id.go.jp/>) のサイトから手続きする必要があります。詳しくは G Biz ID のサイトをご確認ください。

※原則として記載の ID を取得ください。取得が困難などのご都合がありましたら、その旨原子力規制庁にご相談ください。

4.2. 本システムへの接続

ブラウザ (Edge) を起動し、「<https://rims.nra.go.jp/>」へアクセスしてください。

G Biz ID のログイン画面が表示されますので、「4.1 G Biz ID の取得」で取得いただいたアカウント ID とパスワードを入力して、ログインしてください。

4.3. 事業者登録

新たに許可届出使用者になるべく手続きを行う場合は、原子力規委員会ホームページから手続き用紙をダウンロードし必要事項を記載のうえで郵送により希望する様式の申請・届出を行って頂く必要があります。

①「希望する様式」リンクを選択し原子力規制委員会ホームページの手続き様式ダウンロードページを表示します。



原子力規制委員会
放射性同位元素申請・届出ポータルページ

ホーム | お知らせ | よくある質問 | サンプル 太郎 ▾

ホーム

お知らせ

さらに表示

掲載日 ↓	お知らせ区分	タイトル
表示するレコードはありません。		

事業者登録とログインユーザの連携手続き依頼について

- 新たに許可届出使用者等になるべく手続きを行う方

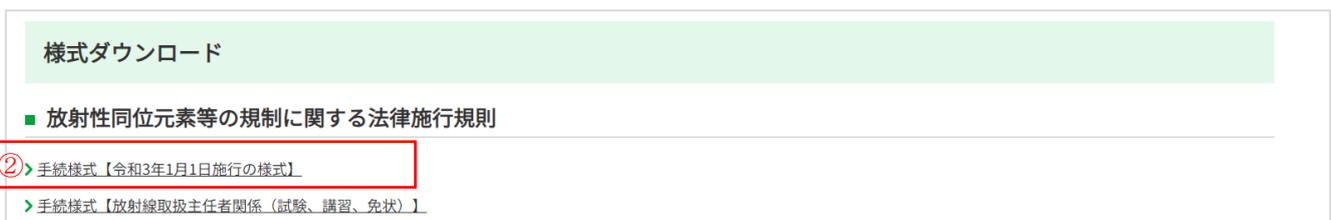
① 郵送により希望する様式の申請・届出をしてください。

- 既に許可届出使用者である方

登録済み事業者とログインユーザの連携手続きをしてください。

連携手続き

②「手続き様式」リンクを選択し、手続き様式ダウンロードページを表示します。



様式ダウンロード

- 放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則

② > 手続様式【令和3年1月1日施行の様式】

> 手続様式【放射線取扱主任者関係（試験、講習、免状）】

③申請対象手続き様式ファイルをダウンロードし、必要事項を記載のうえで郵送により申請・届出を行います。



「放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則」手続様式（令和3年1月1日施行）

- > 別記様式第1 放射性同位元素・放射線発生装置の使用許可申請書【Word：21KB】
- > 別記様式第1中別紙様式イ 密封されていない放射性同位元素【Word：34KB】
- ③ > 別記様式第1中別紙様式ロ 密封された放射性同位元素【Word：25KB】
- > 別記様式第1中別紙様式ハ 放射線発生装置【Word：28KB】
- > 別記様式第1 注【Word：22KB】

4.4. 連携手続き

はじめて本システムをご利用頂く場合、所属する事業所と利用者を紐づけるため、「連携手続き依頼」を行う必要があります。

連携手続きを申請後、原子力規制庁で審査の上、利用者と事業所の連携手続きを行います。

連携手続きの完了後は、利用者宛てにメールで通知を行います。

連携手続きを取下げする場合は、電話またはメールで原子力規制庁に依頼してください。

注意：ログインしているGビズIDがエントリーアカウントの場合は許可証又は届出書の写しファイルが必須です。

Gビズアカウントによる許可証の写し要否は下表を参照ください

Gビズアカウント種類	許可証の写し要否
プライム・メンバー	不要
エントリー	必須

連携手続き申請画面：

① はじめて本システムを利用する場合、ポータル画面から「連携手続き」を選択し、連携手続きを行います。

原子力規制委員会
放射性同位元素申請・届出ポータルページ

ホーム | お知らせ | よくある質問 | サンプル 太郎

ホーム

お知らせ さらに表示

掲載日 ↓	お知らせ区分	タイトル
表示するレコードはありません。		

事業者登録とログインユーザの連携手続き依頼について

- 新たに許可届出使用者等になるべく手続きを行う方
郵送により希望する様式の申請・届出をしてください。
- 既に許可届出使用者である方
登録済み事業者とログインユーザの連携手続きをしてください。

① 連携手続き

- ② 「連携手続き依頼」を選択し、連携手続き申請画面を表示します。

原子力規制委員会
放射性同位元素申請・届出ポータルページ

ホーム | お知らせ | よくある質問 | サンプル 太郎 ▾

ホーム > 連携手続きステータス管理

連携手続きの進捗状況

② 連携手続き依頼

連携手続きの進捗状況

申請No.	申請日	ステータス
-------	-----	-------

表示するレコードはありません。

連携手続き申請画面で必要事項を入力し登録します。

- ③ 「申請・届出内容に誤りがないことを確認しました。」「エントリーアカウントの方は許可証の写しファイルを添付しましたか？」両方チェックします。（プライム・メンバーアカウントの場合もチェックしてください）
- ④ 「登録する」ボタンが押下可能となりますので押下します。

原子力規制委員会
放射性同位元素申請・届出ポータルページ

ホーム | お知らせ | よくある質問 | サンプル 太郎 ▾

ホーム > 連携手続きステータス管理 > 連携手続き申請

連携手続き申請

事業所 必須

許可/届出番号 必須

許可証の写し ファイルが選択されていません

エントリーアカウントの方は許可証の写しファイルを添付してください。プライムアカウントの方は添付不要です。

③ 申請・届出内容に誤りがないことを確認しました。
 エントリーアカウントの方は許可証の写しファイルを添付しましたか？

連携手続き申請を登録すると、連携手続き進捗状況に申請状況が表示されます。



原子力規制委員会
放射性同位元素申請・届出ポータルページ

[ホーム](#) | [お知らせ](#) | [よくある質問](#) | [サンプル 太郎](#)

[ホーム](#) > [連携手続きステータス管理](#)

連携手続きの進捗状況

連携手続き依頼

連携手続きの進捗状況

申請No	申請日	ステータス
連携手続き-0000000079	2023/08/23	内容確認中

連携手続きには、以下のステータスがあります。各ステータスの内容と、申請事項の編集可否は下表を参照ください。

ステータス	内容	編集可否
一時保存	事業者が連携手続きの記載途中で、原子力規制庁への提出は行っていない状態。	編集可能（削除不可）
内容確認中	提出された利用者登録（連携手続き）に対し、原子力規制庁が記載内容を確認している状態。	参照のみ
差戻	報告内容に不備があり、原子力規制庁が利用者登録（連携手続き）を差戻した状態。 ※原子力規制庁からの差戻コメントが表示されます。	編集可能（削除不可）
最終確認中	データを更新し、報告内容をシステムに反映した状態。	参照のみ
連携完了	連携手続きが完了し、申請・届出が可能な状態。	参照のみ
取下げ済	事業者が連携手続きの取下げを原子力規制庁に依頼し、取り下げられた状態。	参照のみ

メール文面：

連携手続きが完了すると、通知メールが送信されます。

サンプル事業所
サンプル 太郎 様

連携手続きが連携完了になりました。

連携手続き番号：連携手続き-0000000067

ステータス：連携完了

以下の URL から連携手続きを確認してください。

<https://rims.nra.go.jp/>

-
- * 本メールにお心当たりのない方は、お手数ですが、本メールを破棄してください。
 - * 本メールはシステムより自動送信しております。本アドレスには返信できませんのでご了承ください。
 - * お問い合わせなどございましたら、放射線規制部門までお願いいたします。

原子力規制委員会 原子力規制庁 長官官房 放射線防護グループ 放射線規制部門
Tel.03-5114-2155（直通）

放射性同位元素等規制法オンライン手続サイト

<https://rims.nra.go.jp/>

5. 利用規約

5.1. 目的

本規約は、放射性同位元素運用管理システム（以下「本システム」という。）を利用する場合に必要な事項について定めるものです。

5.2. 利用時間

本システムは、原則 365 日 24 時間、申請・届出を受け付けます。

ただし、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合、事前に本システム又は原子力規制委員会の Web サイトに掲載の上、本システムの利用の停止、休止又は中断をすることができます。ただし、緊急を要する場合には、事前の予告なく本システムの利用の停止、休止又は中断をすることができるものとします。

- (1) 本システムを構成する機器等の保守点検が予定される場合
- (2) 天災、事変等の発生により本システムに重大な障害が発生した場合
- (3) その他、原子力規制庁において、本システムの利用の停止、休止又は中断が必要と判断した場合

5.3. 禁止事項

本システムの利用に当たっては、次に掲げる行為を禁止します。

- (1) 本システムを原子力規制庁への申請、届出等手続以外の目的で利用すること。
- (2) 本システムに対し、不正にアクセスすること。
- (3) 本システムにおいて、原子力規制庁が利用者に対して貸与又は提供する一切のプログラムについて、原子力規制庁の許可なく改変、編集又は頒布すること。
- (4) 本システムの管理及び運営を故意に妨害すること。
- (5) 本システムに対し、ウイルスに感染したファイルを故意に送信すること。

原子力規制庁は、本システムの利用者が上記に掲げる行為を行った場合又は行うおそれがあると認められる場合は、事前に通告することなく、当該システム利用者によるシステムの利用を停止又は制限することができます。

5.4. 免責事項

原子力規制庁は、本システムを利用したことにより発生した利用者の損害及び利用者が第三者に与えた損害について、一切の責任を負いません。

利用者が本システムにより情報発信した内容に関する責任は、利用者及び利用者が属する組織が負うものとし、原子力規制庁は原子力規制庁以外の利用者が本システムにより情報発信した内容について、一切の責任を負いません。

本システムの利用のために、本システムのユーザ ID 及びパスワードは、いずれも本人を証明するものとなるため厳重な管理が必要です。システムのユーザ ID 及びパスワードの管理並びにこれらの管理から派生する責任は利用者が負うものとし、原子力規制庁は一切の責任を負いません。

5.5. 利用規約の変更

原子力規制庁は、必要があると認めるときは、利用者への事前の通知を行うことなく、本利用規約を変更することができます。改定した場合には、速やかに本システム内で利用者に通知します。

5.6. 個人情報

本システムでは、利用者の個人情報を厳重に管理し、紛失、改ざん、破壊、漏えい等の防止策を講じるものとします。利用者の個人情報には権限がない者がアクセスできないよう、申請情報等の送受信の際には第 3 者による不正なアクセスに備えて TLS (Transport Layer Security) による暗号化、又はこれに準拠したセキュリティ技術を施し、安全性を確保します。

5.7. 動作環境条件について

動作環境条件については、本資料「3 利用条件」に記載する条件に準拠します。

5.8. 協議

本利用規約に定めのない事項その他利用規約の条項に関し疑義を生じたときは、原子力規制庁と本システムの利用者が協議の上、円満に解決を図るものとします。